

桑名市告示第67号

桑名市休日預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月12日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市休日預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市休日預かり事業実施要綱（平成23年桑名市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「児童家庭局長通知」の次に「。以下「事業実施通知」という。」を加え、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業の委託）

第9条 市長は、事業実施通知による適正な休日預かり事業を実施すると認められる事業者に当該事業を委託するものとする。

2 市長は、前項の規定により、休日預かり事業の実施を委託された事業者（以下「事業者」という。）が、休日預かり事業を実施するときは、当該事業における対象児童、利用の要件、利用定員、利用時間、実施方法、利用の制限、利用料等は、国の基準を踏まえた上で、事業者と協議をして定めるものとする。

第11条第1項中「（様式第4号）」を削り、「市長」を「事業者」に改める。

第12条中「市長」を「事業者」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「事業者」に改め、同項第3号中「桑名市保育所条例」の次に「（平成16年桑名市条例第95号）」を加え、同項第6号中「市長」を「事業者」に改め、同条第2項中「市長」を「事業者」に改める。

第14条中「市長」を「事業者」に改める。

様式第4号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。